

電子開示手続等(EDINET)に係る内閣府令等の整備について

1 経緯

平成13年6月1日から開始されたEDINETによる有価証券報告書等の提出・縦覧手続に続き、平成14年6月1日からその対象を有価証券届出書等に拡大して適用するため、内閣府令等の整備を行う。

(参考)適用時期

開示書類等	適用時期			
	H13/6/1	H14/6/1までの政令で定める日 (注)	H14/6/1からH15/6/1までの政令で定める日	H16/6/1
【電子開示手続】 (流通開示手続) 有価証券報告書 半期報告書 等	書面による	任意		原則適用
【電子開示手続】 (流通開示手続以外) 有価証券届出書 公開買付届出書 等	書面による	任意		原則適用
【任意電子開示手続】 有価証券通知書 等	書面による	任意		
【任意電子開示手続】 大量保有報告書 等	書面による		任意	

(備考) は今回対象となる開示書類である。

(注) 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(案)において、平成14年6月1日とする旨を規定。

2 内閣府令等の整備・改正の概要

(1) 「任意電子開示手続」の適用

「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(案)」の新設

【概要】

書面による提出のほか、EDINETにより提出することもできる有価証券通知書等について、EDINETを使用して提出するための具体的な方法等を規定するため、内閣府令を新設するものである。

その概要は以下のとおり。

EDINETを使用して行なう任意電子開示手続の方法として、有価証券通知書等を提出しようとする者が使用するパソコンから識別番号（ID番号）及び暗証番号（パスワード）を入力してインターネットを通じてEDINETに接続し、有価証券通知書等に記載すべき事項を入力して行う旨を規定。

任意電子開示手続を行う場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出ることとされており（以下「登録届出」という。）この届出の方法を次のとおり規定。

イ 「電子開示システム登録届出書」（書面）を添付書類とともに所管財務局長等（任意電子開示手続を書面で行う場合に提出することとなる財務（支）局長）に提出し、当該財務局長等から「暗証番号（届出整理番号）」の通知を受ける。

（注）添付書類 法人：定款又はこれに準ずるもの（外国法人の場合は代理人の委任状も必要。）

個人：住民票の抄本又はこれに準ずるもの（非居住者の場合は代理人の委任状も必要。）

ロ 通知を受けた「暗証番号」によりEDINETに接続し、「電子開示システム登録届出書」に記載すべき事項等を入力して、「識別番号（ID番号）」及び「暗証番号（パスワード）」の通知を受ける。

ハ 電子開示手続等を行う場合はその都度「電子開示システム登録届出書」の提出が必要となるが、既に提出した「電子開示システム登録届出書」の記載事項に変更がない場合は、提出を省略することができる旨を規定。

通信回線の故障等によりEDINETによる電子開示手続等を行うことができない場合の手続として次のように規定。

イ 磁気ディスクによる有価証券通知書等の提出の承認を得ようとするときは、「ディスク提出承認申請書」を財務局長等に提出する。

ロ 有価証券通知書等に記載すべき事項を磁気ディスクに記録し、財務局長等に提出する。

任意電子開示手続及び電子開示手続を行った者は、公衆の縦覧に共しなればならない書類を、公衆の縦覧に供しなればならない場所（本店又は主要な支店等）においてパソコンの画面に表示して公衆の縦覧に共することができる旨を規定。

任意電子開示手続に係る登録届出は施行前においても行うことができる旨を規定。

(2) 「流通開示手続以外の電子開示手続」の適用

「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令(案)」の新設

【概要】

有価証券届出書等を EDINET を使用して提出するための具体的な方法等を規定するため、既に EDINET による提出が行われている有価証券報告書等について規定している「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成 13 年内閣府令第 49 号）」の附則の規定と統合・整理し、内閣府令を新設するものである。

その概要は以下のとおり。

電子開示手続について、上記(1)（ は除く。）と同様に規定。

電力の供給が断たれたこと等により電子開示手続を EDINET により行うことができない場合に、電子開示手続を書面により行う承認を受けようとするときは「電子開示手続適用除外承認申請書」を提出しなければならない旨を規定。

(3) 様式の改正

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」

【概要】

有価証券届出書、公開買付届出書、有価証券通知書等の様式を EDINET に対応したものに改正するため、これらの様式を定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関係内閣府令を改正するものである。

改正する様式は「様式一覧表」参照。

(4) 入出力装置及び磁気ディスクの技術的基準の告示

【概要】

任意電子開示手続及び電子開示手続を EDINET を使用して行う場合の入力に使用する入出力装置の技術的基準を規定。

通信回線の故障等により任意電子開示手続及び電子開示手続を EDINET を使用して行うことができない場合に使用する磁気ディスクの技術的基準を規定。

3 施行期日

上記(1)～(3)の内閣府令案は平成 14 年 6 月 1 日から施行予定。